相続する財産が『家のみ』だった兄弟の『仕方のない決着』

母親の財産は、僕が母と住んでいた家しかない。
ずっと母の介護もして、先祖供養もしているんだから
申し訳ないが、家は僕に相続させてくれないか！

兄

兄さん、僕にも 2分の1 の権利がある！
家の半分に見合う お金 を　僕に　払ってください！

弟

決 着

兄は、家を相続する代償として、弟に自分の預金から
家の評価額の2分の1を金銭で支払いました